公益財団法人静岡県文化財団 特別賛助会員要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、公益財団法人静岡県文化財団(以下「財団」という。)定款第3条の目的を 図るため、財団の実施する事業等に対して支援する特別賛助会員について定めます。

(賛助会員)

第2条 財団の目的、事業に賛同し、その事業活動を賛助しようとする法人・団体又は個人は、 特別賛助会員(以下「会員」という。)になることができます。

(入会手続)

第3条 会員になることに御賛同いただける方は、特別賛助会員入会申込書(様式1)を財団理 事長に提出してください。

(賛助会費)

- 第4条 会員は、次に掲げる会員種別の年会費を納入してください。
- (1) 法人・団体会員 一口 10 万円
- (2) 個人会員 一口 1万円
- 3 賛助会費は、入会時、及び以後、毎事業年度開始後速やかに納めてください。
- 4 既納の賛助会費については還付いたしません。

(会員に対する情報提供等)

第5条 会員に対し、財団の事業報告等を送付するほか、希望する会員には、財団が管理する施 設、財団が発行する印刷物に芳名を記載いたします。

(会費の使途)

第6条 賛助会費は、毎事業年度における納入額の全額を当該事業年度の公益目的事業に使用いたします。

(退 会)

- 第7条 会員は、何時でも退会通知(様式2)を財団に提出することにより、退会することができます。
- 2 正当な理由がなく賛助会費を2年以上納入しない会員、及び会員である法人・団体が解散した場合は退会したものとみなします。